「個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する告示」について

令 和 ８ 年 ３ 月 ９ 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総 務 省 自 治 行 政 局

１．改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第 48 号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 351 号）の施行に伴い、個人番号カード等に関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 314 号）を改正し、個人番号カードの券面及び半導体集積回路上に割り当てられた領域に係る技術的基準についての必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。

３．その他

本件は、本日公布されました。